


泉佐市政第 1430 号
令和元年 7 月 16 日

総務大臣 石田 真敏 殿

泉佐野市長 千代松 大耕



地方自治法第 250 条の 13 第 1 項の規定に基づく「審査の申出」に関して、法令等（地方自治法、地方自治法施行令、国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則）に基づかない書面（再答弁書）を提出したことに対する抗議文

貴職は、表題のとおり、泉佐野市が、令和元年 6 月 10 日付けで国地方係争処理委員会（以下、「委員会」という。）に申し出た「審査の申出」について、法令等（地方自治法、地方自治法施行令、国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則）に規定されない「再答弁書」を令和元年 7 月 12 日付けで委員会に提出されました。

法令等によると（別紙資料「再答弁書を巡る経過」を参照）、審査申出人（泉佐野市）から提出できる書面は、①「審査申出書」及び、②「（相手方の答弁書に対する）反論書」、相手方（総務省）から提出できるものは、③「（審査申出人の申出に対する）答弁書」のみで、これに加え双方から①から③に関する「証拠書類」を提出することが規定されており、今回提出された「再答弁書」は、法令等に「提出してはいけないという規定が無い」ことを逆手に、貴職が勝手な解釈で提出したものであると認識しています。これは、委員会及び法令を軽視し、公正公平に行われなくてはならない審査をいたずらに翻弄し、短期間の中、円滑に進めなくてはならない手続きを混乱させるものであると考えます。

なお、答弁書及び反論書の提出期限は、総務大臣及び泉佐野市長のそれぞれが受理してから 10 日以内と委員会により決定されており、地方自治法第 250 条の 16 第 2 項の規定に基づく証拠調べは、規則第 17 条の規定に基づき令和元年 7 月 11 日を期日と決定し、予め委員会より通知を受けていました。事実、双方とも令和元年 7 月 11 日までに委員会へ証拠調べとして文書を提出しています。

また、今回の審査の申出において、「泉佐野市が法規制までは、返礼品における規制は「技術的助言」のみで法規制は無かった」との主張に対し総務省は、「ふるさと納税指定制度に係る地方税法改正法の施行以前に、返礼品そのものに関する明文での具体的規制は設けられなかったとしても、それは、そのような状況に全く問題が無かったことを意味するものでない。」と明文化されていなくても全く問題の無いもので無いと主張しているにも関わらず、今回、明文化されていないことを利用し「再答弁書」が提出されており、主張と行動が伴っていないとも言えます。

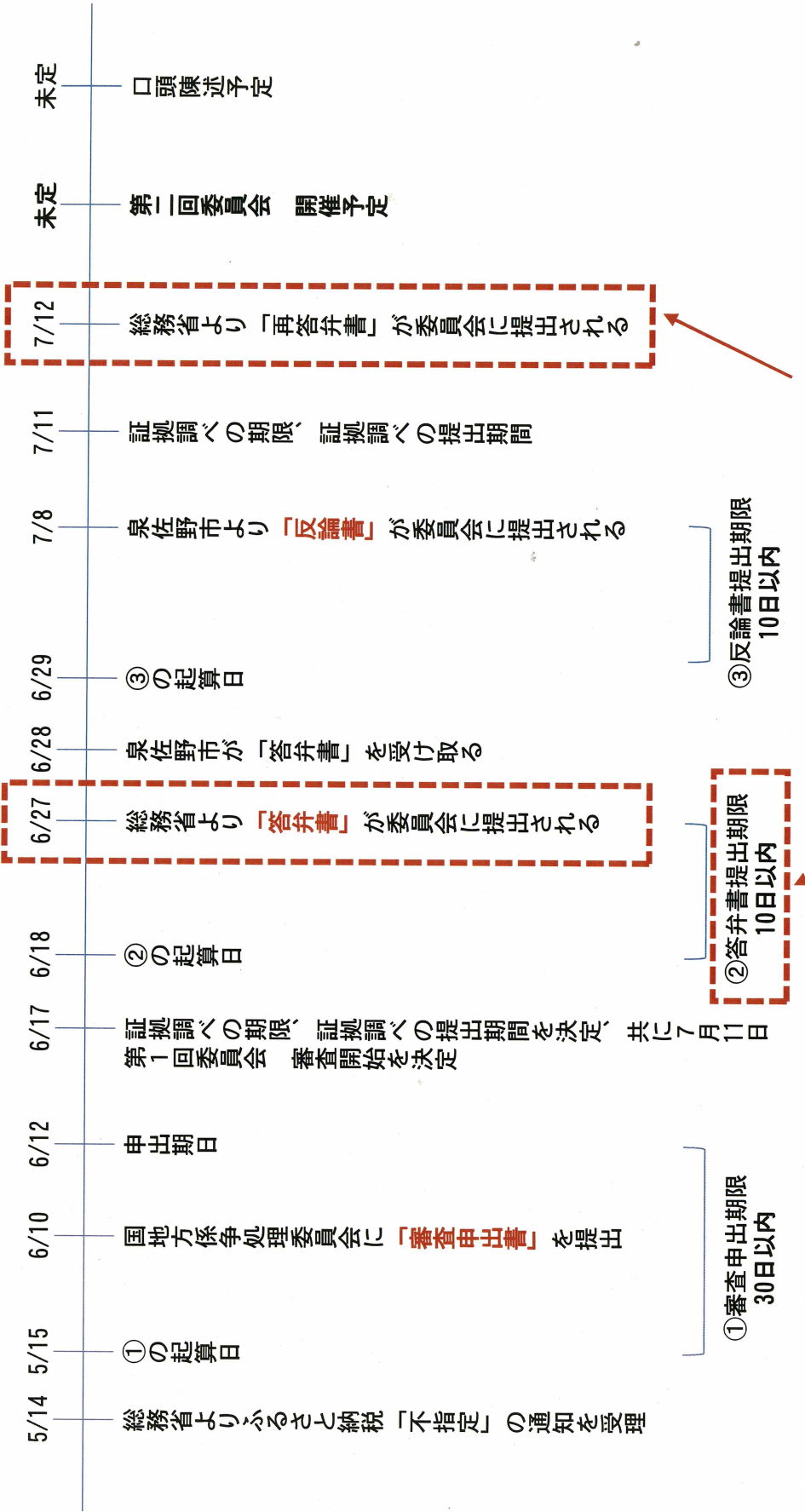
これらの経過を踏まえると、この度の「再答弁書」の提出は、いかに品位と礼節を欠き、卑怯な行為であったか明らかなです。いかに係争している相手とはいえ、地方自治体を騙まし討ちするに等しく、非常識かつ卑怯であり、国家行政の中枢にある貴職がとるべき行動とは思えません。

ついては、本件について、貴職に対して強く抗議の意を表明します。また今後このようなことを行わないよう、重ねて要望します。

以上

別紙資料「再答弁書を巡る経過」

本来提出できるのは赤字で示している書面のみ
 ・泉佐野市からは、「審査申出書」「反論書」
 ・総務省からは、「答弁書」



そもそも「再答弁書」という書面は
法令等に規定が無い

答弁書の提出期限は6/27であり
提出期限を過ぎているはず